

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）について

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

自立支援医療を担当する医療機関は、知事が県社会福祉審議会の意見を聞いて指定します。病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者、指定老人訪問看護事業者が対象となります。指定基準については別記のとおりです。

提出された書類は、偶数月に開催する富山県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会で審査します。提出期限は当該審査部会前月末とし、承認された場合、翌月初日が指定年月日となります。

【提出・問合せ先】

富山県障害者相談センター

〒931-8443 富山市下飯野 36 番地（TEL：076-438-5560 FAX：076-438-5585）

※医療機関の所在地が富山市内の場合は、富山市役所障害福祉課へ申請願います。

※指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定申請窓口は、富山県厚生部健康課精神保健福祉係（県庁2階 TEL：076-444-3223）となります。

2 指定の申請について

必要書類は下記のとおりです。

【病院・診療所】

指定自立支援医療機関指定申請書（病院・診療所） （育成医療・更生医療）		様式第 11 号
経歴書 ※医師免許証の写しを添付		別紙 1
自立支援医療を行うために必要な設備等の概要		別紙 2
研究内容に関する証明書		別紙 3
人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書 ※腎臓に関する医療		別紙 4
中心静脈栄養法に関する臨床実績証明書 ※小腸に関する医療		別紙 5
心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 ※心臓移植に関する医療	主たる医師	別紙 6
	連携機関の医師	別紙 7
肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 ※肝臓移植に関する医療	主たる医師	別紙 8
	連携機関の医師	別紙 9
誓約書		別紙 10

【薬局】

指定自立支援医療機関指定申請書（薬局） （育成医療・更生医療）	様式第 12 号
経歴書 ※ <u>薬剤師免許証の写しを添付</u>	別紙 11
調剤のために必要な設備及び施設の概要 ※ <u>出入口・玄関スロープの写真を添付</u>	別紙 12
複数の医療機関から処方せんを受け付けていることの証明 ※ <u>6ヶ月分の処方せん実績</u>	様式自由
誓約書	別紙 10

※新規開局する薬局については、当該薬局における管理薬剤師が過去に他の指定自立医療機関において、管理薬剤師としての経験を有している実績があることがわかるように記載してください。6ヶ月分の処方せん実績は無くても差し支えありません。

【訪問看護ステーション】

指定自立支援医療機関指定申請書（訪問看護事業者等） （育成医療・更生医療）	様式第 13 号
訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人保健看護又は指定居宅サービスに従事する職員の定数	別紙 13
指定訪問看護事業者の指令書、運営規程	様式自由
誓約書	別紙 10

3 変更届について

次の変更があった場合は速やかに届け出てください。

- (1) 主として担当する医師の変更
- (2) 指定自立支援医療機関の名称及び所在地 ※
- (3) 開設者の住所及び氏名又は名称 ※
- (4) 標榜している診療科名（担当する自立支援医療の種類に関するものに限る）
- (5) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師又は薬剤師の氏名及び経歴
- (6) 自立支援医療を行うために必要な設備の概要
- (7) 診療所にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員

※保険医療機関コードが変更となる場合は、廃止届出の上、新規申請が必要です。

【変更届に必要な書類】

指定自立支援医療機関変更届出書 ※ <u>経歴書、研究内容に関する証明書（病院、診療所）、医師免許証等の写しを添付</u>	様式第 14 号
--	----------

4 指定の辞退について

指定自立支援医療機関は一月以上の予告期間を設けて、指定を辞退することができます。(障害者総合支援法第 65 条)

指定辞退の一箇月前までに、指定自立支援医療機関辞退届申出書(様式第 15 号)により申し出てください。

5 休止、廃止等の届出について

当該医療機関の業務を休止し、廃止し又は再開したときは、届出が必要です。(障害者総合支援法施行規則第 63 条第 1 項)

指定自立支援医療機関休止(廃止、再開)届(様式第 16 号)により速やかに届け出てください。

6 指定の更新について

指定自立支援医療機関の指定は**6年ごと**に更新申請が必要です。(障害者総合支援法第 60 条)

必要書類は下記のとおりです。

※更新申請の際に、直近の指定の申請(変更届出を含む)から変更があり、その変更の届出を行っていない場合には、更新申請書とは別に、変更届の提出が必要です。

ただし、次の①～③については、更新申請書に別紙を添付することで対応可能です。

①自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の変更(病院・診療所)

②調剤のために必要な体制及び設備の変更(調剤)

③職員の定数の変更(訪問看護ステーション)

【病院・診療所】

指定自立支援医療機関指定更新申請書(病院・診療所) (育成医療・更生医療)	様式第 11 号
誓約書	別紙 10

【薬局】

指定自立支援医療機関指定更新申請書(薬局) (育成医療・更生医療)	様式第 12 号
誓約書	別紙 10

【訪問看護ステーション】

指定自立支援医療機関指定更新申請書(訪問看護事業者等) (育成医療・更生医療)	様式第 13 号
誓約書	別紙 10

※指定の取消し等について

知事は社会福祉審議会の意見を聞いて、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。(障害者総合支援法第 68 条)

【別記】審査（確認）

審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号。以下「療坦規程」という。）に基づき、懇切丁寧は自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。
- 2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うにあたって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

(1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

(2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

(4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

(5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的な HIV 感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

(7) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

(8) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看

護等を行っており、かつ、療坦規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために必要な職員を配置していること。

3 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。
ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

(2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上であること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

(3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。